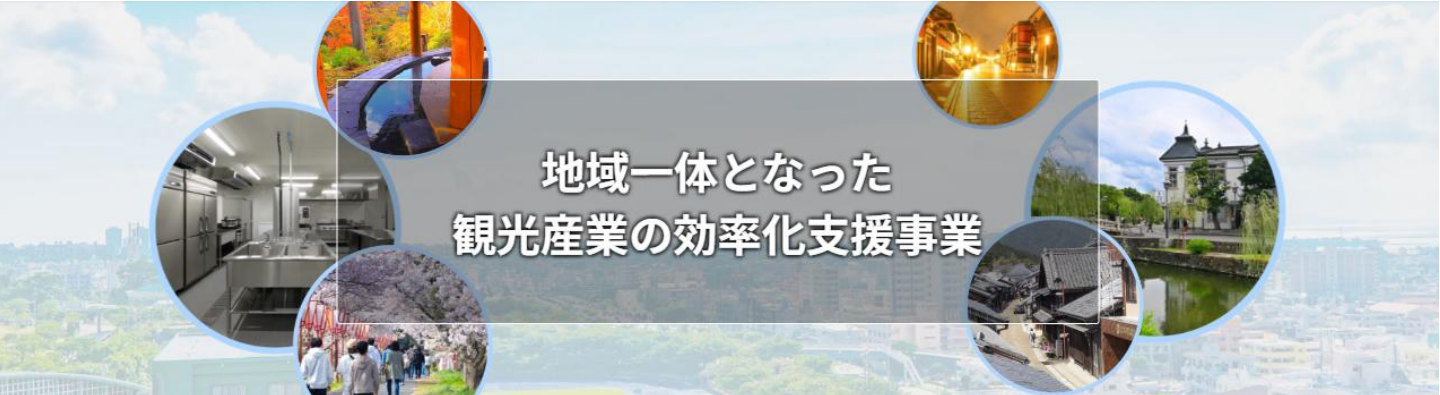




地域一体となった 観光産業の効率化支援事業

◆事業概要（三次公募）

本事業は、地域内の複数の観光関連事業者が利用する設備の導入・改修等を支援し、観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上を図ることを目的としています。

補助対象者

観光関連事業者

（宿泊事業者、飲食事業者、交通事業者、観光施設、観光協会、DMO等）

公募期間

令和8年8月27日（木）10:00 ～ 令和8年9月29日（火）12:00

補助額

上限5,000万円（補助率1/2）

補助対象内容

地域内の観光関係事業者が共同利用する設備の導入・改修及び、設備導入や改修後の運営に係るシステム構築等

⚠ 注意事項（公募要領より一部抜粋）

- 地域の宿泊事業者の参加を必須とし、観光関係事業者とともに、実施主体も含め計2者以上の連携のうえで申請するものとします。
- 連携先は、補助対象となる取組を共同で利用する事業者を指し、必ずしも経費を負担する必要はありません。
- 同一会計・同一グループの事業者のみでの申請は対象となりません。
- 申請時に連携先が確定していない場合は様式3に連携先候補を記入してください。ただし、交付決定後1カ月以内に連携を完了し事務局宛に様式4（連携同意書）を提出する必要があります。

※詳細は公募要領をご確認ください。

申請内容・申請体制について等、
お気軽にお問合せください！



地域一体となった観光産業の効率化支援事業事務局

TEL: 03-6737-9359（事務局営業時間 10:00～17:00/土日祝を除く）

メール: kouritsukashien-r8@jtb.com

特設Webサイト

<https://kouritsukashien-r8.go.jp>



国土交通省

観光庁

事例紹介（地域一体となった観光産業の効率化支援事業）

1 社員寮の改修

申請体制

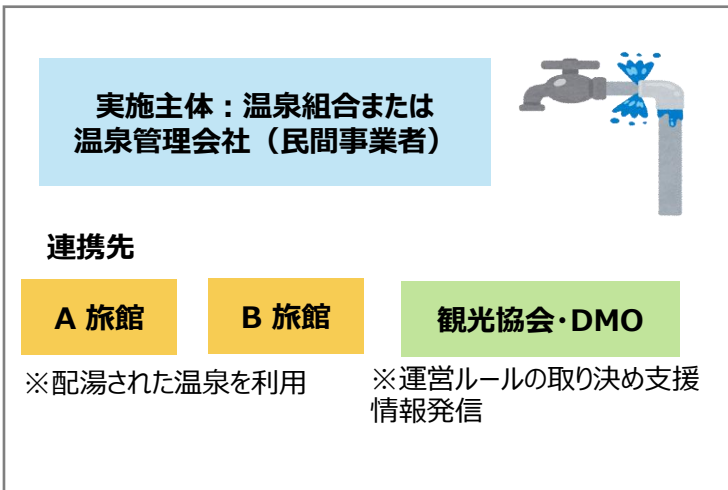


ポイント

- 実施主体と連携先が社員寮を共同利用する場合、申請が可能。
※グループ会社のみでの申請は不可。他に観光関連事業者が含まれている必要があります。
- 社員寮の改修に付随する共同設備の導入や改修（共同ランドリー・共同キッチン等）も申請が可能。

2 引湯管・配湯管の改修・導入

申請体制

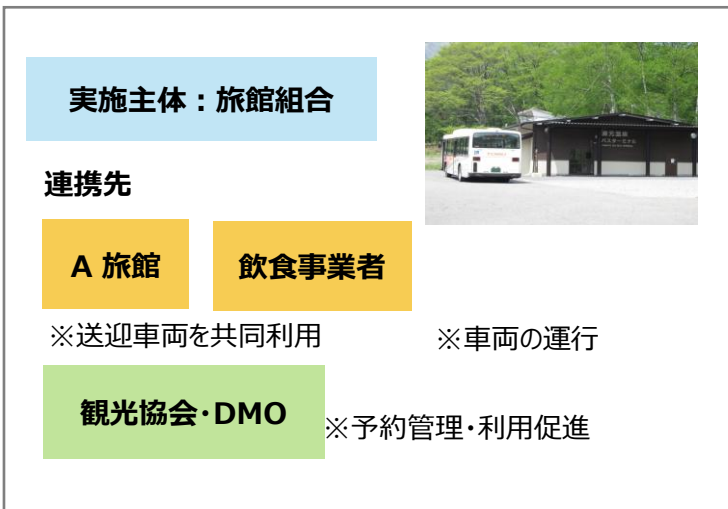


ポイント

- 地域内の宿泊施設が連携先となっていれば、**温泉管理会社等の民間事業者が実施主体となった申請が可能。**
- 引湯管の改修・導入に付随したシステム導入（温度調整等）も補助対象（※）。
※申請対象の設備導入・設備改修に伴うシステム導入であれば補助対象となります。**システム単独での導入・改修は補助対象となりません**のでご注意ください。

3 送迎用車両（バス・ワゴン車等）の導入

申請体制



ポイント

- 宿泊施設・旅館組合・バス会社（民間事業者）いずれも実施主体として申請が可能。**
- 組合員（連携先）が**多数**の場合、全ての組合員の合意に代わるもの（理事会での合意を証明するもの、理事からの合意書等）があれば申請可能となる場合もある。

事例紹介（地域一体となった観光産業の効率化支援事業）

4 共同キッチンの改修・設備導入

申請体制

実施主体：飲食事業者

連携先

A 旅館

B 旅館

※調理された料理を宿泊客へ提供

漁業組合

食材の供給

観光協会・DMO

情報発信、メニュー開発等



ポイント

- ・ **地域の飲食事業者**が観光関係事業者として**実施主体となり申請可能。**
- ・ 調理機能や地域特産品の製造機能等を集約することで、**従来はそれぞれの宿泊施設等で行っていた調理業務を一元化し、時間の創出を図る。**
- ・ **調理に必要な設備導入費**を補助対象として申請可能。
例）〇〇地域名産品の製造機、製造機を導入するためのスペース改修 等

5 空き家・遊休施設の改修（共同倉庫/休憩スペース/コワーキングスペース/研修施設等）

申請体制

実施主体：観光協会
DMO

※情報発信

連携先

A 旅館

飲食事業者

※改修された施設の利用



ポイント

- ・ **実施主体もしくは連携先に宿泊事業者が1者以上いれば申請可能。**
- ・ 観光関係事業者が共同で活用すること（共同倉庫、研修施設等）を目的として、地域内の建屋の改修費・設備導入費の申請が可能。

6 リネン工場の改修・設備導入

申請体制

実施主体：リネンサプライ事業者

連携先候補

A 旅館

B 旅館

※リネン類の利用



申請時の連携は未確定でもOK

ポイント

- ・ 宿泊事業者の効率化に繋がる取組であれば、地域のリネンサプライ事業者（民間事業者）が実施主体として申請することが可能。（工場の設備改修や導入が補助対象。）
- ・ 申請時に**連携先が確定していない事業者は、申請書類として連携先候補を提出することで申請可能。**